

令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業 企画提案実施要領

1 目的

青森の未来を担う子どもたちは県民の財（たから）であり、子どもたちが笑顔にあふれ、命を大切にし、健やかに心豊かに育つための支援は、未来への大事な投資である。

全国的にいじめに起因する自殺等、深刻かつ重大な事件が発生しており、家庭や学校のみならず、地域社会全体で子どもたちを健やかに育むための取組がなお一層求められている。

そこで、青少年の健全育成に資するため、子どもたちに地域社会の様々な世代・団体とのふれあいや協働作業を通じて、他者との連帯感や生きる力の基礎となる「自己肯定感」を育んでもらうとともに、地域資源を活用したモデル事例として地域における取組の波及と定着を図るものである。

2 企画提案の概要

(1) 企画提案内容の委託期間

契約締結日から令和4年3月11日（金）まで

(2) 選定する企画提案の数

最大2件

(3) 予算額

1件当たり594,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(4) 企画提案の内容

- ① 企業、自治体、商店街、子育て団体、学校等、地域の各種団体や育成関係者等と連携し、18歳以下の子どもたちを対象に、様々な世代・団体等の他者とのふれあいや協働作業を体験させる取組であること。
- ② 1日限りのイベント・催し物への参加にとどまらず、一定期間の週末や長期休暇を利用するなど継続した取組であること。
- ③ 子どもたちが企画運営に参画できる取組であること。
- ④ 体験内容は、地域づくり、ボランティア、就業体験、ものづくり、野外活動、演劇等の文化活動等、地域の特色や既存の活動等を活かした取組であること。
- ⑤ 体験活動に参加する子どもたちを10人以上確保すること。

3 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 適正な実施体制を有していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 県税、消費税、地方消費税、その他の税の滞納がないこと。

4 対象となる経費

体験活動の実施に係る人件費、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、使用料及び会場借上料、リース料、材料費、募集広告費、謝金、委託費、手数料、その他必要な経費

※次の経費は対象外となる。

- ・体験活動以外の通常業務を行うために要する人件費、施設貸借料、備品代、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等
- ・土地、建物を取得するための経費
- ・施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・その他体験活動との関連性が認められない経費
- ・国、地方公共団体等の補助金、委託費、助成金等により既に支弁されている経費

5 応募期限

令和3年5月21日（金）17時（必着）

6 応募方法

（1）応募方法

（2）及び（3）により関係書類を青森県環境生活部青少年・男女共同参画課あて郵送又は持参すること。

なお、電子メールやファックスでの応募は受け付けない。

（2）提出書類

- ①企画提案応募申込書（様式1）
- ②応募者概要（様式2）
- ③事業計画書（様式3）
- ④経費積算書（様式4）
- ⑤応募者の直近の事業報告書等、活動概要がわかる資料

（3）提出部数

各1部

（4）留意事項

- ・企画提案書は1者1提案とする。
- ・書類の提出に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・必要に応じ提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ・提出された書類は、県の情報公開制度の対象となる。

7 審査方法

次の観点により書類審査を実施し、優秀と認められる企画提案を最大2件選定する。

なお、必要に応じヒアリングを実施することがある。

- （1）上記2企画提案の概要（4）を踏まえた適切なものであるか。
- （2）事業の実施に当たり、活動拠点を有し、管理体制は適切であるか。
- （3）事業に必要な経費は適正に積算され、不自然な点はないか。

8 審査結果の通知と契約の締結等

（1）審査結果の通知等

審査結果は文書により通知するものとし、当該結果に係る質問には回答しない。

（2）契約

7により選定された企画提案に係る応募者は、企画提案の内容をもとに、業務履行に必要な具体的協議を県と行い、改めて見積書を提出し、委託契約を締結するものであり、青森県財務規則第147条の規定により随意契約とする。

委託契約の締結に当たり、応募者は、請書（別紙1）を県に提出し、委託契約締結後、県の委託業務として当該企画提案に係る体験活動を含む業務を令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業業務仕様書（案）（別紙2）に基づき実施するものとする。なお、当該仕様書の業務内容については、企画提案を踏まえて作成するものとする。

（3）契約までのスケジュール

令和3年5月末（予定）審査結果の通知

令和3年6月中旬（予定）委託契約

（4）留意事項

新型コロナウイルス感染症への対応状況によっては、事業実施期間等が変更となる場合がある。また、事業実施の際には、別紙3により、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行うこと。

9 問い合わせ・応募窓口

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課 青少年グループ（担当：三上、佐藤）

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号 （県庁北棟7階）

電 話：017-734-9226

FAX：017-734-8050

E-mail：seishonen@pref.aomori.lg.jp

(様式1)

令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業
企画提案応募申込書

令和 年 月 日

青森県知事 三村 伸吾 殿

応募者 住 所
名 称
代表者職氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 提出書類

- 応募者概要（様式2）
事業計画書（様式3）
経費積算書（様式4）

2 担当者

職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(様式2)

応募者概要

名称			
代表者職氏名			
住所			
活動拠点	<input type="checkbox"/> 住所と同一 <input type="checkbox"/> 住所と異なる (青森県)		
設立	年	月	日
活動者数	計 _____ 名 (内訳) 常勤・専属 _____ 名、非常勤・ボランティアスタッフ _____ 名		
主たる事業内容			
ホームページアドレス			

※応募者の直近の事業報告書等、活動概要が分かる資料を添付すること。

以下の事項に相違ないことを申告する。

(該当する場合は□を☑にチェックしてください。)

- 総勘定元帳等の会計関係帳簿類及び労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備するなど、適正な経理執行体制を有している。
- 会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続を行っていない。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではない。
- 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではない。
- 県税、消費税、地方消費税、その他の税の滞納がない。

住 所

名 称

代表者職氏名

(様式 3)

事業計画書

実施場所	
事業内容	
事業効果	
具体的なスケジュール	
実施体制	

(様式4)

経費積算書

(単位:円)

科目	予算額	積算内訳	備考
合計			

(注意事項)

※1 次に掲げる経費は対象としないこと。

体験活動以外の通常業務を行うために要する人件費、施設賃借料、備品代、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等

※2 契約の相手方の決定に当たっては、経費積算書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を経費積算書に記載すること。

請　　書

収　入
印　紙

- 1 委託業務名 令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業業務
- 2 履行期限 令和　　年　　月　　日（　）まで
- 3 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 4 契約金額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、裏面の契約条項を承諾の上、請け負います。

令和　　年　　月　　日

青森県知事 殿

受注者 住 所

氏 名

印

(裏面)

標記の業務について、青森県を発注者とし、契約者
守し、誠実に履行します。

を受注者として、下記の条項を遵

(委託業務)

第1条 受注者は、仕様書に基づき業務を実施するものとする。

(委託料の支払)

第2条 発注者は、受注者の請求に基づき、委託料を概算払の方法により支払うものとする。

2 委託料の請求は、委託料請求書（別紙様式1）を提出して行うものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者に対し委託料を支
払うものとする。

(契約の解除)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するこ
ができる。

(1) 受注者が、委託業務を実施しなかったとき、又は実施する見込がないと明らかに認められ
るとき。

(2) 受注者の委託業務の実施状況が著しく不適当であると認められるとき。

(3) その他受注者がこの契約に違反したとき。

(違約金)

第4条 前条の規定によりこの契約を解除した場合においては、請負代金額の100分の5に
相当する額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が
100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数
を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第3条の規定によりこの契約を解除した場合において損害が生じたときは、
当該損害に相当する金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(権利の譲渡等の制限)

第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しく
は担保の用に供してはならない。

(再委託等の制限)

第7条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ
し、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(成果品の検査)

第8条 受注者は、委託業務を完了した場合は、速やかに成果品を添えて完了届（別紙様式2）
を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査の結果を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しなかった場合は、発注者の指定する期日までに成果品を補
正した上、発注者の再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(委託料の精算)

第9条 受注者は、前条の規定による合格の通知を受けた場合は、経費精算書（別紙様式3）を
発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により提出された経費精算書を審査の上、委託料の額を精算して受託
者に通知するものとする。

(過払金の返還)

第10条 受注者は第2条の規定により支払を受けた委託料の額が、第9条第2項により精算
された額を超えた場合は、その超えた額を発注者の指示する期日までに返還しなければなら
ない。

2 発注者は、受注者が前項の規定による返還額を所定の期日までに納付しないときは、遅延日

数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として、受注者に請求することができる。

3 前項の遅延利息額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(遅延利息)

第11条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を完了しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。

2 前項の遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団排除に係る事項)

第13条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たっては、別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第14条 この請書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記2

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
 - (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
 - (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力をを行うものとする。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
団体名称
代表者氏名

印

委託料請求書

令和 年 月 日付けで契約した令和3年度命を大切にする心を育む地域との
絆づくり応援事業業務の委託料として、下記の金額を請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先
金融機関・支店名

預金種目

口座番号

口座名義

(別紙様式2)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
団体名称
代表者氏名

印

完了届

令和 年 月 日付けで契約した令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業業務が完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 契約年月日

令和 年 月 日

2 完了年月日

令和 年 月 日

3 成 果 品

(1) 事業報告書

A4版、単色印刷、計2部

(2) データ

① 上記報告書のデータが保存された電子媒体

② 活動の様子を紹介、撮影した5分程度の動画データが保存された電子媒体

(別紙様式3)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
団体名称
代表者氏名

印

経 費 精 算 書

令和 年 月 日付けで契約した令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業業務に係る経費について下記のとおり精算します。

記

事業に要した経費の内訳

(単位:円)

区分	支払年月日	支払金額	支 払 先	摘要
合 計				

※ 内訳はできるだけ詳細に記入すること。

令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業 企画運営及び実施業務仕様書（案）

「令和3年度命を大切にする心を育む地域との絆づくり応援事業」の業務は、次のとおりとする。

1 事業目的

青森の未来を担う子どもたちは県民の財（たから）であり、子どもたちが笑顔にあふれ、命を大切にし、健やかに心豊かに育つための支援は、未来への大事な投資である。

全国的にいじめに起因する自殺等、深刻かつ重大な事件が発生しており、家庭や学校のみならず、地域社会全体で子どもたちを健やかに育むための取組がなお一層求められている。

そこで、青少年の健全育成に資するため、子どもたちに地域社会の様々な世代・団体とのふれあいや協働作業を通じて、他者との連帯感や生きる力の基礎となる「自己肯定感」を育んでもらうとともに、地域資源を活用したモデル事例として地域における取組の波及と定着を図るものである。

2 委託期間

契約を締結した日から令和4年3月11日（金）まで

3 業務内容

（1）企業、自治体、商店街、子育て団体、学校等、地域の各種団体や育成関係者等と連携し、18歳以下の子どもたちを対象に、様々な世代・団体等の他者とのふれあいや協働作業を体験させる取組の企画運営及び実施。

（2）広報素材の作成

県が作成する情報誌、ホームページ等の広報媒体に掲載可能な写真等の素材を、県からの要求に応じて提供すること。

（3）チラシ作成等、広報活動を行う際は、本事業名を記載するとともに次のロゴマークを掲載すること。



（4）県で実施する研修会等において、2回程度活動内容を発表していただく場合があること。

4 成果品

(1) 事業報告書

A4版、単色印刷、計2部

(2) データ

① 上記報告書のデータが保存された電子媒体

② 活動の様子を紹介、撮影した5分程度の動画データが保存された電子媒体

(3) 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、青森市長島一丁目1番1号 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課とする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議すること。

新型コロナウイルス感染防止対策について

事業の企画提案に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止を図るため、以下に適合した事業内容とすること。

1 「イベント開催制限について（期間：令和2年12月1日～令和3年4月30日）」（青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部）を踏まえ実施すること

※「イベント開催制限について」の内容は令和3年4月30日までのものであり、今後の感染状況により修正されることもあるため、県に確認する等、常に最新の状況を把握すること

- ・参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること（運営スタッフも同様）（熱中症が起きる可能性が高いと判断したときには、換気などに配慮して外してよい。）
- ・3つの密（密集・密閉・密接）の発生とともに、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を想定しない実施内容とすること
- ・参加者への手洗いを奨励すること（運営スタッフも同様）
- ・運営スタッフによる施設内のかまめな消毒、アルコール手指消毒液の設置及び参加者への手指消毒の奨励を実施すること（運営スタッフも同様）
- ・施設の換気を十分行うこと
- ・参加者間の距離は1m以上確保すること
- ・施設内で飲食を伴う実施の場合、収容人数の50%以内の収容率で実施すること
- ・自宅で検温し発熱があった場合、また、風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること（運営スタッフも同様とする。）
- ・事業参加時に検温を行い、発熱があった場合は参加を控えていただくこと
- ・参加者（運営スタッフ、子どもたち）の連絡先を事前に把握しておくこと

2 その他特記事項

- ・事業実施後2週間の間に参加者に新型コロナウイルス感染症の症状が出ていないか確認し、感染者が出た場合は、青森県に報告すること
- ・事業実施者は、新型コロナウイルス感染者発生地域の最新情報に注意を払うとともに、運営スタッフに対し、日頃から「新しい生活様式」に基づいた生活を心がけさせ、同地域への移動は不要不急のものを除いて控えさせるなど感染リスクの減少に努めること